



質問にお答えします！！

～安全運転管理者の業務として～

令和4年4月1日から安全運転管理者の業務が拡充されます（詳細は令和3年11月22日発行「らぴい通信第57号参照」）が、この業務についてお問い合わせの多い質問についてお答えします。

【アルコールチェックをしないとどうなりますか？】

アルコールチェック等をしていないことが判明し、自動車の安全な運転が確保されていないと認められた場合、公安委員会から自動車の使用者に対して、**安全運転管理者等の解任を命ぜられることがあります。**

突然解任されると、安全教育や業務体制にも影響を及ぼします。

また、アルコールチェックをせずに、運転者が飲酒運転をしたり、万が一事故を起こした場合には、事業所の評判は著しく低下することはもちろん、法律上の責任の他、民事上や多大な社会的責任を負うこととなります。



【どんな検知器を使えばいいのですか？】



アルコール検知器には、大きく分けて「携行タイプ」と「据え置きタイプ」があります。それぞれ特徴があるため、各事業所の実態に合うものを選ばれることをお勧めします。

アルコール検知器は、

- ・呼気中のアルコールを検知するもの
- ・アルコールの有無やその濃度を警告音、警告灯、数値などで示す機能があるもの

で、常時有効に保持する必要があります。「常時有効に保持」とは、取扱説明書に基づいて正常に作動し、故障がない状態で保持することをいいます。使用期限や回数に注意が必要です。

【対面で確認が難しい場合はどうすればいいですか？】

安全運転管理者が不在時など確認が困難な場合は、副安全運転管理者や安全運転管理者の業務を補助する者に確認を行わせても差し支えありません。

アルコールチェックは対面が原則ですが、

- ・ビデオ通話等の画面によって、運転者の顔色、応答の調子などを確認し、測定結果を確認する
- ・電話等により、運転者の応答の調子などを確認し、アルコール検知器による測定結果を報告させる

等、対面による確認と同視できるような方法も認められます。

岐阜県警では交通安全情報を配信しています！

交通安全情報URL

<https://www.pref.gifu.lg.jp/police/kotsuanzen/kotsuanzen/johou>

ツイッターURL

<https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



ツイッター



交通安全情報



RAI(ライ) REN(レン)